

開示請求・訂正請求・利用停止請求制度

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）の定めるところにより、どなたでも国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産大学校（以下「本校」といいます。）の保有する「自己を本人とする保有個人情報」の開示・訂正・利用停止（以下「開示請求等」といいます。）を請求することができます。なお、未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わり請求することができます。

○開示請求等ができる個人情報

本校の役員又は職員が組織的に利用するものとして、作成・取得した法人文書に記録されている個人情報（文書、図画及び電磁的記録）が開示請求等の対象となります。ただし、書籍等の市販物等は除かれます。

○開示請求等の窓口

本校個人情報保護窓口が、保有する個人情報の開示請求等を受け付けます。

個人情報保護窓口

〒759-6595 下関市永田本町2-7-1

国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校校務部管理課

（個人情報保護窓口）

○開示請求・訂正請求・利用停止請求の手続

開示請求等をする場合には、保有個人情報の本人であることを示す書類を提示又は提出する必要があります。（必要書類は、各請求書の裏面に記載してあります。）

また、訂正請求及び利用停止請求を行うことができる期間は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内となります。

<開示請求>

開示請求書に必要事項を記載して、個人情報保護窓口へ提出するか又は郵送してください。

【開示手数料】

開示請求を行うには、300円の手数料が必要です。

手数料は、直接窓口にお越し頂く場合は現金で、

郵送の場合は、郵便局で300円の定額小為替を購入のうえ、開示請求書と併

せて郵送して下さい。

郵送される場合は、封筒の表面に「個人情報開示請求書在中」と明記してください。

<訂正請求>

訂正請求書に必要事項を記載して、各機関の個人情報保護窓口に提出するか又は郵送（封筒の表面に「訂正請求書在中」と明記）してください。訂正請求の手数料は、必要ありません。

<利用停止請求>

利用停止請求書に必要事項を記入して、各機関の個人情報保護窓口に提出するか又は郵送（封筒の表面に「利用停止請求書在中」と明記）してください。利用停止請求の手数料は、必要ありません。

○開示・訂正・利用停止決定の通知

開示・訂正・利用停止の決定は、原則として30日以内に行われ、書面で通知されます。

○開示の実施

開示決定の通知を受けた方は、通知があった日から30日以内に、文書又は図画の場合には、閲覧又は写しの交付、電磁的記録の場合には、再生機器による閲覧・視聴、出力物の閲覧・写しの交付、フロッピーディスクへの複写したものの交付などの開示の実施の方法を選択して、開示の実施方法等申出書により申し出てください。なお、希望する開示の実施方法は、保有個人情報開示請求書にあらかじめ記載しておくこともできます。

○訂正の実施

訂正の決定をしたときは、速やかに訂正を行います。

利用停止の実施利用停止の決定をしたときは、速やかに利用停止を行います。

○異議申立て

開示・訂正・利用停止の決定等に不服がある場合には、異議申立てをすることができます。

異議申立てがあったときは、情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、諮問に対する答申を受けて異議申立てに対する決定を行います。なお、異議申立てとは別途に、裁判所に対して決定等の取消しを求める訴訟を提起することもできます。